

**【「世帯の需要の年額」の1.7倍(目安)】計算方法**

- ・下記の(1)から(6)までに従い、金額を計算のうえ合算させてください。
- ・合算させた計算額が「世帯の需要の年額」の1.7倍目安金額となります。
- ・令和3年度以降に滋賀県奨学資金の貸与を受けようとする場合の検討材料とし活用してください。
- ・なお、このシートで計算される値は滋賀県奨学資金貸与条例により規定する基準を使用していますが、**簡便化のため概算値としてあります。つきましては、あくまで目安値としてご理解ください。**

**(1)居住地(市町)の確認**

下記表から居住地の市町が該当する級地(例 大津市=1級地-1)を確認し、以下の(2)(3)(5)(6)の計算を行ってください。

級地	居住地
1級地-2	大津市
2級地-1	草津市
3級地-1	彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市
3級地-2	上記以外の市町

**(2)世帯員の年齢別の構成により計算する額**

下記の表より世帯の年齢構成に応じて金額を計算します。

	年齢構成(上段の年齢の世帯員1人につき下段の金額を加えます。)							
	70歳以上	60~69歳	41~59歳	20~40歳	12~19歳	6~11歳	3~5歳	0~2歳
1級地-2	640,000円	710,000円	750,000円	790,000円	820,000円	670,000円	520,000円	410,000円
2級地-1	610,000円	680,000円	710,000円	750,000円	790,000円	640,000円	490,000円	390,000円
3級地-1	550,000円	610,000円	640,000円	680,000円	710,000円	570,000円	450,000円	350,000円
3級地-2	530,000円	580,000円	610,000円	640,000円	670,000円	540,000円	420,000円	340,000円

- 注意点
- ・4人の世帯は合算した額に0.95を乗じること
  - ・5人以上の世帯は、合算した額に0.9を乗じること

**(3)世帯の人数により計算する額**

下記の表の上段の世帯数に応じて下段の金額を計算します。

	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
1級地-2	1,560,000円	1,690,000円	1,750,000円	1,790,000円	1,820,000円
2級地-1	1,460,000円	1,600,000円	1,650,000円	1,680,000円	1,710,000円
3級地-1	1,320,000円	1,430,000円	1,480,000円	1,510,000円	1,540,000円
3級地-2	1,270,000円	1,380,000円	1,430,000円	1,460,000円	1,480,000円

**(4)就学状況により計算する額**

就学状況により下記の表から金額を計算します。

	一人につき加算する額
高校生	210,000円
中学生	380,000円
小学生	300,000円 ※400,000円
就学前	200,000円 ※310,000円

※ 小学生・就学前の子どもで第3子以降の場合に用いる金額

**(5)家賃の支払いにより計算される額**

アパートなどの借家に居住し家賃を支払っている場合下記の計算式により、金額を計算してください。

【計算式】家賃(1月分)×12カ月分×1.7

注意点 ・家賃(1月分)の上限額は、「1級地-1」・「2級地-2」は53,000円／「3級地-1」・「3給地-2」は50,700円

**(6)一人親世帯の場合、児童の人数※により計算される額**

ひとり親世帯の場合、下記の表により金額を計算します。

	児童1人	児童2人	児童3人	児童4人
1級地-2	470,000円	510,000円	530,000円	550,000円
2級地-1	440,000円	480,000円	490,000円	510,000円
3-級地-1.2	410,000円	440,000円	460,000円	470,000円

※児童の人数は、18歳に達する日の最初の3月31日までになります。